

1月の安全運転のポイント

平成26年1月号

車内が乱雑だと運転中に物が転がるなどして、運転に集中できなくなったり、わき見を招いたりします。また、灯火類やガラス類の汚れは視界を悪化させ、危険の発見を遅らせることがあります。そこで今回は、車内の整理整頓や車両の清掃などのポイントをまとめてみました。

1 亂雑な車内は百害あって一利なし

- ① 飲み終えたお茶などのペットボトルや空缶を車内に放置していると、床に転がってブレーキペダルとの間に挟まり、ペダルが踏めなくなる危険があります。飲み終えたペットボトルや空缶は転がらないように置き、こまめに処分しておきましょう。
- ② ダッシュボードの上に手荷物の書類などを置いていると、フロントガラスに書類などが映り込んで視界が悪くなります。また、ブレーキを踏んだときに書類などが落ちそうになり、あわてて手で押さえようとしてハンドルをとられたり、わき見の原因になります。書類などはカバンに入れるなどして、安定した状態で置く習慣をつけましょう。
- ③ リアウインドを塞ぐように小物などを置いていると、後方の視界が悪くなり、バックするときに危険を見落として事故を起こす原因になります。このような場所に小物などを置かないようにしましょう。
- ④ 不要な荷物をトランクに入れたままにしておくと燃費が悪くなります。たとえば100kgの荷物を積んでいると3%燃費が悪くなるといわれています。不要のない荷物は下ろしておきましょう。



無免許運転に対する罰則強化!!

【改正道路交通法・平成25年12月1日施行】

無免許運転に対する罰則が大幅に引き上げられ、平成25年12月1日より施行されました。

無免許で自動車又は原動機付自転車を運転した場合は、「1年以下の懲役又は30万円以下の罰金」から「3年以下の懲役又は50万円以下の罰金」になり、違反点数も「19点」から「25点」になります。

また、無免許運転の帮助も禁止され、無免許運転をするおそれのある者に自動車又は原動機付自転車を提供した場合は「3年以下の懲役又は50万円以下の罰金」、無免許運転であることを知りながら同乗した場合は「2年以下の懲役又は30万円以下の罰金」になります。

2 汚れた車は危険をもたらす

- ① 灯火類が泥などで汚れていると、ライトを点灯しても十分な明るさが得られず、危険の発見が遅れる原因になります。定期的に汚れを拭き取りましょう。
- ② ガラスに油膜が付着していると、雨の日に対向車のライトが乱反射して非常に見えにくくなります。油膜を拭き取るとともに、ワイパーもきれいに保つようにしましょう。



3 車載装備を確認しておこう

走行中に車両故障が発生するといった突然のトラブルに備えて、特に次の2点は車載の有無を必ず確認しておきましょう。

- ① 発炎筒：道路運送車両の保安基準第43条の2において、発炎筒の装備が義務づけられています。発炎筒は通常、助手席側のダッシュボードの下に取り付けられています。ドライバーによってはダッシュボードに入れておく人もいるようですが、いざというときに扉が開かず取り出せなくなるおそれがありますから避けたほうがよいでしょう。なお、発炎筒の有効期限もチェックし、期限切れの場合は交換しておきましょう。
- ② 停止表示器材：道路交通法第75条の11において、高速道路で故障などによって自動車の運転ができなくなった場合は停止表示器材を設置することが義務づけられています。万一の場合に備えて、装備の有無だけでなく組み立て方も確認しておくとよいでしょう。



4 車庫の中をチェックしておこう

使用している車庫の入り口付近に保管中の冬用タイヤなどを置いていると、出入りの妨げとなったり、衝突して車体を傷つけるおそれがあります。余裕をもって駐車できるように障害物は片付けておきましょう。

また、左右の見通しが悪い場合は出入口にカーブミラーを設置したり、車庫自体が狭い場合は照明器具を取り付け、夜間の出入りを安全に行えるような工夫をしてみるのもよいでしょう。

「ご相談・お申込先」

安心と安全で皆様の未来を支える

総合保険代理店 株式会社ヤシロエージェンシーリミテッド

TEL03-3582-4511 FAX03-3582-4512